

令和5年10月2日訂正

対象施設を12か所から11か所へ訂正しました。

 令和5年9月20日  
 総務部資産経営課  
 043-223-2077

## ネーミングライツスポンサーの募集について

県では、県有財産の有効活用による歳入の確保を図るため、ネーミングライツ事業の制度導入に向けた試行として、3市（市川市、船橋市、浦安市）の歩道橋においてネーミングライツ事業を実施します。スポンサーになっていただける企業等法人を募集します。

※試行：ネーミングライツの本格実施に向け、運用方法等の検証を目的として実施するもの

### 1 ネーミングライツ事業とは

県が企業等法人に対し、県有施設に愛称を付与する権利及びこれに付帯する諸権利を設定し、その対価を得る事業です。



歩道橋の柵面部分に愛称を標示できます。

### 2 対象施設一覧

番号	所在地	歩道橋名	歩道橋に表示されている地名	最低契約金額	愛称使用期間
1	市川市	市川2丁目歩道橋	市川市市川2丁目	1施設 各5万円/年	3年以内
2		八幡2丁目歩道橋	市川市八幡2丁目		
3		大町駅前歩道橋	千葉県市川市大町		
4		国府台駅前歩道橋	市川市市川三丁目		
5		稲荷木歩道橋	市川市東大和田2丁目		
6		若宮3丁目歩道橋	—		
7		鬼高歩道橋	市川市鬼高		
8	船橋市	宮本町歩道橋	船橋市宮本		
9		湊町1丁目歩道橋	船橋市湊町1丁目		
10		薬園台2丁目歩道橋	船橋市薬園台		
11		船橋歩道橋	船橋市本町二丁目		
12	浦安市	海楽歩道橋	浦安市海楽		

※ 歩道橋の場所は千葉県ホームページ内の位置図で必ず御確認ください。

※ 特にNo.8、No.9は近隣に同じ地名表示の公募対象外歩道橋がありますので御注意ください。

### 3 募集概要

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 募集期間      | 令和5年9月20日（水）から10月16日（月）まで  |
| (2) 愛称使用開始予定日 | 令和6年1月1日（月）  |
| (3) 申込先       | 県庁南庁舎1階 総務部資産経営課   |
| (4) 申込書入手方法   | <a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/shisan/">https://www.pref.chiba.lg.jp/shisan/</a> からダウンロード |
| (5) 申込方法      | 簡易書留郵便による郵送または持参   |